

別紙

諮問第830号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「都営〇〇線〇〇発で〇〇方面行きの電車で〇〇駅から〇〇駅の間で今日の午前〇時〇分から午前〇時〇分の中で2人に暴行を受けたので、それが映った映像（〇号車）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都交通局長が令和2年10月22日付けで行った本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件非開示決定における非開示情報は、条例16条2号及び6号に該当するものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年12月7日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和3年3月23日に理由説明書を收受し、同年7月28日（第214回第二部会）から同年9月17日（第215回第二部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象保有個人情報について

実施機関は、本件審査請求に係る対象保有個人情報として、「令和〇年〇月〇日午前〇時〇分から同日午前〇時〇分までの間に、都営〇〇線〇〇列車の〇号車で、撮影された全ての車内防犯カメラの映像」（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、条例16条2号及び6号に該当するとして、本件非開示決定を行った。

イ 本件非開示決定の妥当性について

審査会が実施機関から都営地下鉄車内防犯カメラの設置運用基準の提出を受けて確認したところ、車内防犯カメラは、地下鉄車両等に対する破損・汚損行為、乗務員又は旅客に対する暴力・迷惑行為、列車運行への妨害行為等の防止並びに事件又は事故発生時等における原因究明及び必要な証拠の保全を通じた適切な事後処理のために設置すると定められている。

審査会が本件対象保有個人情報を見分したところ、当該情報には、全般にわたり多数の乗客の顔等が間断なく記録され、審査請求人及び審査請求人以外の乗客について、その容貌及び動き等が流動的かつ一体的に映像化されていることを確認した。

当該情報に記録されている顔等は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであると認められる。

また、顔が識別可能な程度に記録されていない場合であっても、当該情報の記録された日時や場所等を特定した請求であることから、乗客及び通行人の外形的特徴等の他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる可能性があると認められる。

これらのことから、審査請求人以外の乗客の顔等の情報は、条例16条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件対象保有個人情報は、条例16条2号に該当し、同条6号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、こ

れらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子